

## 第 38 回 岩手県環境審議会大気部会 会議録 [要旨]

### 1 開催日時

平成 31 年 1 月 16 日 (水) 15 : 00 ~ 16 : 00

### 2 開催場所

岩手県民会館 4 階 第 3 会議室

### 3 出席者

#### 【委員 (敬称略、50 音順)】

大塚 尚 寛  
小野澤 章 子  
小野寺 真 澄  
滝 川 佐波子  
丹 野 高 三 (部会長)  
林 俊 春

#### 【事務局員 (岩手県環境生活部環境保全課)】

参事兼環境保全課総括課長	小 島 純
技術主幹兼環境調整担当課長	八重樫 満
主 査	吉 田 幸 司
技 師	吉 田 拓 司
主 事	川 口 拓 実

#### 【その他の出席者 (オブザーバー)】

盛岡市環境部環境企画課

主 任	平 憲 弥
主 事	菊 池 拓 路

### 4 議 事

#### (1) 審議事項

ア 大気汚染防止法に基づく平成 31 年度大気汚染調査測定計画について

#### (2) 報告事項

ア 平成 29 年度測定結果について (大気)  
(資料 1-1、資料 1-2 により事務局から説明)

#### ○丹野部会長

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑、意見等ございましたらお願いいたします。

#### ○林委員

資料 1-1 の 3 頁の大気常時監視測定地点についてですが、一関市の三反田局を自動車排出ガス測定局として選定した理由は何でしょうか。

○事務局

自動車排出ガス測定局については、交通量の多い道路沿いに測定局を配置するものとなっており、盛岡市内は上田、一関市内は国道4号線沿いを選定しました。

○林委員

一関市の三反田局は、交通量の多い道路沿いとして選定されたということですね。

○事務局

はい。

○滝川委員

資料1-1の1頁目に、光化学オキシダント(Ox)の環境基準の超過の要因として、アジア大陸からの汚染物質の流入が一因と推定とありますが、アジア大陸で測定したデータから推定したのでしょうか。

○事務局

アジア大陸からの越境大気汚染については、シミュレーションを参考に推定しています。

○小野澤委員

資料1-2の微小粒子状物質(PM2.5)の成分分析の実施地点について、微小粒子状物質(PM2.5)は社会的にも注目されている物質とされますが、巣子局を固定として2局目の場所を変えた理由は何でしょうか。今後ローテーションにより各地で測定する計画なのでしょうか。

○事務局

微小粒子状物質(PM2.5)の成分分析については、平成25年度から開始し、3年毎に地点を変えながら実施しています。比較的数値の低い巣子局を比較対象として固定し、もう1地点を概ね3年を目途にローテーションしながら県内各地の成分分析を行い、データを収集したいと考えています。

○小野澤委員

県内でも数値の高い箇所、低い箇所といった違いがあるのでしょうか。

○事務局

微粒子状物質(PM2.5)は、粒径で定義されており様々な成分が含まれています。資料1-1の1頁目に記載されている各地の測定結果の中で、質量濃度が比較的低い巣子局と比

較をすることで、こういった成分が多いか等のデータを収集出来ればと考えています。

○小野澤委員

データを集めて、今後適切な場所を選定する必要があるということでしょうか。

○事務局

成分分析の結果については、国が発生源対策等のための基礎データとしてデータの収集をしており、当県も国に報告しています。3年後には県内の別の場所を選定しますので、成分分析の結果や周辺が発生源の状況を勘案しながら、情報収集が出来ればと考えています。

○林委員

資料1-1の5頁目の有害大気汚染物質測定地点についてですが、発生源周辺として宮古市川井、住田町世田米、北上市和賀町があります。発がん物質等が排出されていると考えられ、会社名を求めているわけではないですが、発生源として何があるのでしょうか。

○事務局

揮発性有機化合物を大量に使用している事業所があります。PRTR 制度の届出内容から、県内でも排出量の多い事業所を選定して、その周辺で測定を開始しました。

○林委員

有害物質を数トンといった大量に排出している事業所が、測定地点周辺にあるということですね。

○事務局

はい。

○丹野部会長

ほかにございますか。特になければ、平成31年度大気汚染調査測定計画について、事務局の案でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○丹野部会長

それでは、事務局の案のとおり決定いたします。

(1) 審議事項

イ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく平成31年度ダイオキシン類調査測定計画について

(2) 報告事項

ア 平成29年度測定結果について（ダイオキシン類）  
（資料2-1、資料2-2により事務局から説明）

○丹野部会長

ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、質疑、意見等ございましたらお願いいたします。

○大塚委員

資料2-1の2頁に、一関市三反田の夏季の測定が欠測と記載されていますが、採取機器は地点を移動しながら使用しているのでしょうか。

○事務局

採取機器は、測定地点毎に設置しています。一関市三反田の採取機器は、故障して修理しましたが、夏季の測定に間に合いませんでした。

○滝川委員

資料2-2の2頁において、土壌の一般環境の市町村数が7となっていますが、測定は全ての市町村で実施ではなかったのでしょうか。

○事務局

全ての市町村を6年で一回りする計画となっており、そのうちの1年分を記載したものとなっております。

○丹野部会長

計画に記載されているのは、平成31年度分ということですね。

○小野澤委員

昨今、統計データの信頼性についての問題が話題となっている中で、分析実施機関の精確さや適切性を確認するため、ダブルチェックの実施や時々委託業者を変える等の確認が必要と思われますが、実施されているのでしょうか。

○事務局

ダイオキシン類の測定が他の物質の測定と大きく異なる点は、非常に少ない量を分析する技術が必要な微量分析であることです。入札に参加する事業者は、計量証明事業者の中

でも、国から微量分析の実施について十分な実力を有すると認定を受けることを参加資格として定めています。例年と比較して測定結果に大きな変動があった際には、岩手県環境保健研究センターでその結果を出すまでの経過等をチェックし、測定結果の妥当性を検証しています。

○小野澤委員

入札は、複数年分をまとめて実施しているのでしょうか。

○事務局

単年度毎に実施しております。

○小野澤委員

委託業者というのは、入れ替わりがあるのでしょうか。

○事務局

平成 28 年度と平成 29 年度の委託業者は異なります。入札の結果にもよりますが、同じ業者が、継続して実施している状況ではありません。

○林委員

資料 2-2 の 9 頁の平成 29 年度ダイオキシン類(土壌)モニタリング調査地点について、花巻市矢沢を発生源周辺として測定しています。花巻市矢沢には過去に焼却炉があり、現在は北上市に移っていますが、北上市が発生源周辺となっておらず、花巻市矢沢が発生源周辺となっているのは何故でしょうか。

○事務局

平成 29 年 2 月に花巻市矢沢の焼却炉が廃止となったため、計画策定時は廃止となっておらず、時間差が生じたため、花巻市矢沢が発生源周辺となっております。また、一度土壌中に落ちたものは、すぐに無くならないので、発生源が廃止になってからでも測定できるというのも考えられます。

○林委員

土壌中に落ちているという話ではなく、何故この地図上に北上市が発生源周辺としてないのかということです。焼却炉廃止の時期と計画策定時の時間差によるものと理解してよろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○丹野部会長

ほかにございますか。特になければ、平成 31 年度ダイオキシン類調査測定計画について、事務局の案でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○丹野部会長

それでは、事務局の案のとおり決定します。

(1) 審議事項

ウ 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の変更について  
(資料 3 により事務局から説明)

○丹野部会長

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑、意見等ございましたらお願いいたします。

○丹野部会長

特にございませんでしょうか。特になければ、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の変更について、事務局の案でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○丹野部会長

それでは、事務局の案のとおり決定します。これらの審議結果につきましては、2月8日に開催予定の環境審議会で報告することといたします。なお、審議会への部会報告案の作成作業などの事務手続きは、事務局に一任させていただきますので、よろしくお願いたします。それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

(2) 報告事項

イ 自動車騒音、新幹線鉄道騒音・振動及び航空機騒音測定について  
(資料 4-1 から資料 4-6 により事務局から説明)

○丹野部会長

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑、意見等ござ

いましたらお願いいたします。

○林委員

新幹線鉄道騒音について、環境基準を超過している箇所があり、事業者に申入れをしているとのことですが、住民からの苦情はありますか。

○事務局

県では苦情を受けていません。沿線市町で受けていたとしても、県まで情報は上がってきておりません。

○林委員

音は感覚的な問題もありますが、環境基準を超えているが、苦情はないということでしょうか。

○事務局

県で把握している分はございませんが、沿線市町で受付しているものもあるかもしれません。

○滝川委員

資料４－５に記載されている地点番号のNとSは何を示すのでしょうか。

○事務局

Nは英語の North（北）、Sは英語の South（南）の頭文字を取って、地点番号を付与しております。

○小野澤委員

資料４－５の３頁を見ますと、環境基準を超過している地点が県南部に多いですが、理由はあるのでしょうか。

○事務局

現在、盛岡駅以南は最高速度 320km/h、盛岡駅以北は最高速度 260km/h で運転をしておりますので、速度による影響があるのではないかと考えられます。

○小野澤委員

先日の報道によると、東北新幹線の最高速度を引き上げる計画があるとのことですが、盛岡駅以北で最高速度を引き上げた場合、環境基準を超過する地点が増える可能性があります。

るといふことでしょうか。

○事務局

先日の報道にもありましたように、事業者も騒音対策を講じるとのことでしたので、最高速度の引き上げにより環境基準の超過が必ず発生するとは言えません。引き続き、環境基準の超過が発生しないように事業者に申入れをするとともに、監視を継続する予定です。

○小野澤委員

先日の報道の中で、最高速度の引き上げに際しては、騒音対策として防音壁の嵩上げが必要とありましたが、既に環境基準を超過している地点で防音壁の嵩上げが出来ないのでしょうか。環境基準超過箇所では、改善するのが難しく、騒音が発生しているということでしょうか。

○事務局

事業者も日々、転動音を減らすためのレール削正等の対策を実施しております。また、住居地域を優先的に各種騒音対策の講じているとのことですが、現状の技術では難しい面もあると伺っております。

○林委員

盛岡駅以北については、運行本数が少ないから環境基準の超過が少ないのでしょうか。

○事務局

運行本数の少なさは、現行の測定において大きく影響を及ぼさないものとなっております。

○林委員

音と音が重なることで、騒音レベルが高くなるのではないかと思いましたがいかがでしょうか。

○事務局

上下線の列車が重なって通過した場合は、欠測としております。

○小野澤委員

盛岡駅以南は運行本数が多く、沿線住民からすると生活している中で環境基準の超過の頻度が多いということですので、盛岡駅以北も運行本数が増えると、環境基準の超過の頻度が増えると考えられます。



○林委員

資料4-4に盛岡駅以北の測定方法が記載されていますが、こちらはサンプリングの話  
をされているのでしょうか。

○事務局

評価は、通過する本数に関わらず、騒音レベルの大きさが上位半数のものを使用して行  
います。また、列車単体から発生する騒音レベルは影響しますが、運行本数は大きく影響  
を及ぼさないというのが今の評価方法となっております。

○滝川委員

「はやぶさ」と「やまびこ」では、騒音レベルに差があるのでしょうか。

○事務局

速度及び車両により、騒音レベルには違いが生じます。

○大塚委員

盛岡駅以北での最高速度の引き上げの話もある中で、盛岡駅以北はトンネルが多く、測  
定地点が少ないというのもあるかと思いますが、今後測定地点を増やす予定はあるのでし  
ょうか。奥州市付近の測定地点が少ないのは、近隣に住居等がないためでしょうか。

○事務局

県で測定をしている地点は、昭和60年代から現在の10地点で変わらずとなっております。  
沿線市町の測定の開始及び廃止により、現在のような測定状況となっております。

○大塚委員

今後、最高速度を360km/hまで引上げるといった話もありますので、盛岡駅以南での環  
境基準の超過が多くなるかもしれないというところで、事業者に対策をしてもらえるよう  
に、県から申入れを行っていただければと思います。

○丹野部会長

ほかにございますか。特になければ、報告事項につきましては以上とさせていただきます。  
次に議事の3番目のその他として、事務局から何かございますか。

○事務局

特にありません。

○丹野部会長

委員の皆さまから何かございますか。

○委員

特にありません。

○丹野部会長

それでは、本日の議事は以上をもちまして終了とさせていただきます。御協力ありがとうございました。